

第36回全国なぎさシンポジウム in 大分開催業務委託

提案競技 応募要項

1. 業務の目的

大分県では、海と陸との接点である「なぎさ」をテーマに、人と海との共生の在り方を考える「全国なぎさシンポジウム in 大分」を開催する。

本委託業務はシンポジウムの運営、資材準備、広報業務等を委託するものである。

2. 契約に付する事項

- (1) 業務名：第36回全国なぎさシンポジウム in 大分開催業務委託
- (2) 履行期間：契約締結の日から令和6年10月31日まで
- (3) 業務概要：別紙「第36回全国なぎさシンポジウム in 大分開催業務委託仕様書」のとおり
- (4) 限度額：2,469,060円（消費税込み）

3. 参加資格等

提案協議への参加者は、次の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者等を出席させることが可能であること。
 - イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ウ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入等を契約締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況に継続している者でないこと。
- (6) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ又は情報システム開発に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者であること。

4. 提案協議募集から受託者決定までの手続き

(1) 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和6年7月5日午後5時までに電子メールにて照会すること。(様式任意)

なお、件名は「【なぎさ質問】(法人名)」とすること。

質問に対する回答は、7月8日までに、大分県河川課ホームページに掲載する。

(2) 質問提出先

全国なぎさシンポジウム in 大分実行委員会事務局 担当：武中

(大分県土木建築部河川課 管理・水資源対策班)

E-Mail : a17200@pref.oita.lg.jp

(3) 企画提案書等の提出

企画提案協議への参加を希望する者は、以下の書類をすべて提出すること。

※①参加申込書、⑦誓約書は1部、その他は6部(正本1部、副本5部)提出すること。

全てA4サイズ。両面印刷可。

①参加申込書	・様式1
②資格審査書類	・会社概要(パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写し可。)
③提案者概要書	・様式2 企画提案に関する有効な資料やパンフレットがある場合は、あわせて添付すること。
④提案書	任意様式とするが、下記の点に留意の上作成すること。 【シンポジウムの運営について】 a)作成資料

	<p>大会の運営にあたり、作成する資料についてリストアップすること。また、リストアップされた資料の概要を記載すること。</p> <p>b)運営の人員 運営に当たり必要となる人員とその人数を役割毎に記載すること。</p> <p>c)提案について シンポジウムの当日運営にあたり、特に配慮をすべき点などについて記載すること。</p> <p>【シンポジウムのスケジュールについて】</p> <p>d)当日までのスケジュール シンポジウム開催までのスケジュール案や作業内容について記載すること。</p> <p>e)役割分担について 実行委員会と受託者の役割分担について明確になるよう表にまとめること。</p> <p>f)想定される資材について 想定される準備資材のリストについて作成すること。 また実行委員会で準備すべき資材があれば記載すること。</p> <p>【ちらしの実績について】 過去に同様のイベントで作成した実績のある「ちらし」を2種類以上添付すること。</p> <p>g)広報について 予定される広報の内容について詳細に記載すること。</p> <p>h)その他 本シンポジウムの実施にあたり、イベントの成功や、運営の充実等に資する内容があれば、広範に提案すること。</p>
⑤見積書	<p>下記の項目毎に明細を作成し、その単価、金額を記載すること。</p> <p>【見積書項目分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書等作成費 ・運営人件費 ・設営関係費 ・会場資材費（会場での掲示物等を含む） ・広報資料、大会資料作成費 ・広報費

	・その他
⑥業務実施体制表	・県との打ち合わせ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらった業務内容毎に当該企業の住所、名称を併記すること。
⑦誓約書	・様式3

なお、「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格」を有していない者については、次の（ア）～（カ）に定める「入札参加確認申請時の必要書類」を1部提出すること。

（ア）営業概要書

（イ）貸借対照表、損益計算書

（ウ）納税証明書（県税）（原本）

（エ）納税証明書（地方消費税）（原本）

（オ）登記簿謄本（原本）もしくは履歴事項全部証明書（原本）

（カ）定款（原本証明をした写し）

（4）提案書等の提出期限

提出期限 令和6年7月9日（火）午後3時（必着）

（5）提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（河川課気付）

全国なぎさシンポジウム実行委員会 in 大分事務局

（6）提出方法

持参または郵送（電子メールやFAXでの提出は不可）

（7）その他

1者につき、1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

5. 審査及び結果通知

（1）「第36回全国なぎさシンポジウム in 大分開催業務委託にかかる提案競技審査委員会」（以下、審査会という。）において評価点方式による審査を行う。

（2）提出した提案書を使用して、書類審査により決定する。

（3）審査会から質疑がある場合は7月10日午前9時から、7月12日午後5時までに提案者まで質疑を行う。提案者は7月16日12時まで回答を行うこと。

ただし、追加資料等の提出は認めない。

（4）審査基準は以下のとおりとする。

①運営管理：本業務の進捗管理及び大会開催のための実施体制（管理者及びスタッフの配置等）が具体的であるとともに、適正かつ効率的なものとなっているか。

- ②企 画 性：本業務の目的に沿って、大会をより効果的・効率的に運用できるよう創意工夫した提案になっているか。集客が見込める企画提案となっているか。
- ③実 現 性：実現スケジュールが現実可能なものとなっているか。
実現方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。
- ④専 門 性：専門的な知識やノウハウを有しているか。過去に同種又は類似の事業を受託した実績があり、本業務を実施するにあたり高い成果が期待できるか。
- ⑤そ の 他：概算経費及び各項目の価格が適正であるか。

6. 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

7. その他

- (1) 提案者は、企画提案書の提出をもって本応募要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ①提案書類の提出期限を過ぎた場合
 - ②参加する資格がないものが提案したとき
 - ③住所、氏名、重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (5) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。
- (6) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに個人情報保護法、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

8. 本件に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

全国なぎさシンポジウム in 大分実行委員会事務局 担当 武中

(大分県土木建築部 河川課 管理・水資源対策班)

電話：097-506-4591 / メール：a17200@pref.oita.lg.jp